

租税特別措置に係る政策評価書一覧

別添5

租税特別措置等の名称	政策体系における位置付け
○ 事前評価書	
医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置	I-1-1
医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長	I-1-1
グリーン投資減税	I-1-1
地震防災対策用資産の取得に関する特例措置(所得税・法人税)	I-1-1
平成12年度医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院等への建替えに係る特別償却制度の適用期限の延長	I-1-1
医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長	I-3-2
新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の延長	I-5-1
試験研究費の総額に関する税額控除制度の拡充	I-9-1
共同利用施設の特別償却制度の延長	II-5-1
公害防止用設備の特別償却制度の延長	II-5-1
産業活力再生特別措置法に係る税制上の特別措置の拡充	II-5-1
産業活力再生特別措置法に係る税制上の特別措置の延長	II-5-1
事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長(国税)	II-5-1
事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長(地方税)	II-5-1
生活衛生同組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特別措置の適用期限の延長(国税)	II-5-1 VII-2-1
生活衛生同組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特別措置の適用期限の延長(地方税)	II-5-1 VII-2-1
生活衛生同組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長(国税)	II-5-1 VII-2-1
生活衛生同組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長(地方税)	II-5-1 VII-2-1
障害者を多数雇用する事業所に係る税制上の特別措置	IV-3-1 VIII-1-2
中小企業等基盤強化税制(教育訓練費)	V-1-1
譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充	VIII-1-1
事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続	IX-1-3 IX-1-4
企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	IX-1-3 IX-1-4 III-4-2
サービス付き高齢者住宅(仮称)供給促進税制	IX-3-2
療養病床の転換に係る特別償却制度	IX-3-2
中小企業等基盤強化税制(中小企業情報基盤強化税制)の延長	XII-2-2
○ 事後評価書	
社会保険診療報酬の所得計算の特例	I-1-1

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置
2	要望の内容	<p>持分のある医療法人のうち、期限（最長3年間）を定めて持分のない医療法人への移行を進める医療法人について、以下の特例措置を創設する。</p> <p>（1）移行期間中に投資者の死亡に伴い相続人に発生する出資持分に係る相続税の納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に、相続人を含めた投資者が出資持分を放棄し、一定の要件（相続税法第66条第4項の相続税等の負担の不当減少についての判定要件と同様の要件とする。以下同じ。）を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。</p> <p>ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行しなかったなどの場合は、相続人は、猶予税額及び利子税（年3.6%）を納付しなければならないこととする。</p> <p>（2）相続人等が出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等をした場合に残存投資者に発生するみなし贈与の課税の納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に、残存投資者が出資持分を放棄し、一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。</p> <p>ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行しなかったなどの場合は、残存投資者は、猶予税額及び利子税（年3.6%）を納付しなければならないこととする。</p> <p>併せて、持分のない医療法人への移行を進める出資額限度法人（※）について、移行期間中に、投資者や相続人への持分払戻しが行われた場合、残存投資者に係るみなし贈与の課税の問題について、下記の取扱いとする。</p> <p>（課税判定時期等について）</p> <p>残存投資者に対して、みなし贈与の課税を課すか否かの判定については、みなし贈与の時を基準として、移行期間内の事実関係をも勘案して行うものとし、移行期間中に持分のない医療法人に移行した場合は、残存投資者に対するみなし贈与の課税とはしない等の取扱いとする。</p> <p>※ 出資額限度法人とは、持分のある社団医療法人であって、その定款において、社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の法人の財産に及ぶ範囲について、払込出資額を限度とすることを明らかにするもの。</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課

4	評価実施時期	平成 22 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規	
6	適用又は延長期間	3年間	
7	必要性等	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 持分のある医療法人が、出資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等があっても、医業の継続に支障をきたすことなく、地域住民への医療提供を続けるとともに、円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を安定的に提供する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策中目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 持分のある医療法人が、出資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等があっても、医業の継続に支障をきたすことなく地域住民への医療提供を続けるとともに、円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を安定的に提供する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 アンケート結果(※)によると、病院を経営する持分のある医療法人の 47.1%、診療所を経営する持分あり医療法人の 12.2%が、本要望措置を活用し、持分のない医療法人への移行を具体的に検討する意向がある。 持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行には、すべての出資者の出資持分の放棄が必要。本要望措置においては、出資者も含め、法人全体で、持分のない医療法人への移行を検討する体制を確保することを要件としており、本要望措置を適用した医療法人では、持分のない医療法人への移行が実現するものと考えられる。 ※医療法人の現状と課題に関するアンケート調査(平成 22 年 6 月 日本医師会・四病院団体実施)速報値(今後、数値は変更されることがある)。以下「アンケート結果」という場合は同じ。
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響 (分析対象期間:平成 23 年～平成 25 年) 持分のある医療法人において持分のない医療法人への移行を検討している途中において、出資者の一人が死亡すると、相続人は相続税を契機として出資持分の払戻し請求することが考えられ医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、相続人が相続税を納付した場合は、相続人は出資持分を放棄する可能性が大きく減少し、持分のない医療法人への移行が進まないことになる。	

			<p>また、相続人等が出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等により残存出資者にみなし贈与の課税が発生するが、残存出資者がみなし贈与の課税を契機として出資持分の払戻しを請求したときは、医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、残存出資者がみなし贈与の課税を納付した場合は、残存出資者が出資持分を放棄する可能性は大きく減少し、持分のない医療法人への移行が進まないことになる。</p>
		②: 税込減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間:平成 23 年～平成 25 年)</p> <p>アンケート結果等から推計すると、本要望措置により、持分のある医療法人のうち年間 100 法人程度が持分のない医療法人へ移行し、地域医療の継続が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本要望措置は、地域医療の継続を図るものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。また、本要望措置は、最終的に出資持分の放棄により、持分のない医療法人への移行を図るものであり、税負担の軽減が個人の受益につながるものではなく妥当である。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長																																																									
2	要望の内容	医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の医療用機器（高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから2年以内のもの）を取得した場合に、取得価格の14%の特別償却が現行認められているが、この制度を平成23年度以降も延長すること。 （租税特別措置法第12条の2第1項第1号、第45条の2第1項第1号、第68条の29第1項第1号）																																																									
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課																																																									
4	評価実施時期	平成22年8月																																																									
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和54年創設以降償却率・取得価格を見直しながら2年毎の延長。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>償却率</th> <th>取得価格の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和54年（創設）</td><td>25%</td><td>800 千円</td></tr> <tr><td>昭和56年</td><td>20%</td><td>1,100 千円</td></tr> <tr><td>昭和58年</td><td>18%</td><td>1,400 千円</td></tr> <tr><td>昭和60年</td><td>16%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>昭和62年</td><td>同上</td><td>1,600 千円</td></tr> <tr><td>平成元年</td><td>15%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成3年</td><td>同上</td><td>1,800 千円</td></tr> <tr><td>平成4年</td><td>同上</td><td>2,000 千円</td></tr> <tr><td>平成5年</td><td>同上</td><td>2,200 千円</td></tr> <tr><td>平成6年</td><td>14%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>12%</td><td>2,400 千円</td></tr> <tr><td>平成9年</td><td>14%</td><td>4,000 千円</td></tr> <tr><td>平成11年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成13年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成15年</td><td>同上</td><td>5,000 千円</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成19年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成21年 ※</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> </tbody> </table> <p>※平成21年延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから2年以内のものに限定。</p>	年度	償却率	取得価格の下限	昭和54年（創設）	25%	800 千円	昭和56年	20%	1,100 千円	昭和58年	18%	1,400 千円	昭和60年	16%	同上 千円	昭和62年	同上	1,600 千円	平成元年	15%	同上 千円	平成3年	同上	1,800 千円	平成4年	同上	2,000 千円	平成5年	同上	2,200 千円	平成6年	14%	同上 千円	平成7年	12%	2,400 千円	平成9年	14%	4,000 千円	平成11年	同上	同上 千円	平成13年	同上	同上 千円	平成15年	同上	5,000 千円	平成17年	同上	同上 千円	平成19年	同上	同上 千円	平成21年 ※	同上	同上 千円
年度	償却率	取得価格の下限																																																									
昭和54年（創設）	25%	800 千円																																																									
昭和56年	20%	1,100 千円																																																									
昭和58年	18%	1,400 千円																																																									
昭和60年	16%	同上 千円																																																									
昭和62年	同上	1,600 千円																																																									
平成元年	15%	同上 千円																																																									
平成3年	同上	1,800 千円																																																									
平成4年	同上	2,000 千円																																																									
平成5年	同上	2,200 千円																																																									
平成6年	14%	同上 千円																																																									
平成7年	12%	2,400 千円																																																									
平成9年	14%	4,000 千円																																																									
平成11年	同上	同上 千円																																																									
平成13年	同上	同上 千円																																																									
平成15年	同上	5,000 千円																																																									
平成17年	同上	同上 千円																																																									
平成19年	同上	同上 千円																																																									
平成21年 ※	同上	同上 千円																																																									
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで																																																									
7	必要性等	<p>① 政策目的 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及し、医療用機器の整備促進を図ることにより、良質な医療を提供する。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p>																																																									

		け	施策中目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及し、医療用機器の整備促進を図ることにより、高度な医療を提供する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療機器購入金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 近代的な医療用機器の普及により、良質な医療を提供できる。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	(分析対象期間:平成 23 年度) 高性能な医療機器の普及が遅れ、より良質な医療の提供に支障が出る。
		② 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要がある、医療機関による導入等を促進するためには、経費負担の軽減が効果的である。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要がある、医療機関による導入等を促進するためには、経費負担の軽減が効果的である。一定金額の要件を満たす高額医療機器購入者に対し、幅広く支援を行うために、税制による優遇措置を行うことが妥当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	グリーン投資減税
2	要望の内容	<p>(1)制度のコンセプト エネルギーの環境への適合及びエネルギーの安定供給確保の実現のためには、需要・供給両面において、エネルギー起源CO2排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備投資の加速化が不可欠である。このため、①今後普及を加速化すべきものとして政策的に重点投資を促す設備等を明確に提示するとともに、②投資意欲のある企業に対し、税額控除、特別償却の選択適用を可能とすることにより、裾野の広い高効率な省エネ・低炭素設備投資の加速化や、再生可能エネルギー利用設備を導入する新たな担い手の拡大を促すことが必要。 新成長戦略の観点からも、特に成長・競争を促すべき最先端の機器・技術等については、支援措置の深掘り・重点化が重要である。 こうした観点から、新たな投資促進税制を創設し、環境エネルギー産業・市場の成長といった好循環を形成し、世界をリードする低炭素成長社会を実現する。</p> <p>(2)対象者 青色申告書を提出する法人又は個人のうち、対象設備(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に資する設備)に対する投資を実施した者</p> <p>(3)対象設備 エネルギー基本計画においては、産業、運輸、業務部門のそれぞれについてCO2削減目標が示されている。本税制は、その目標達成を通じてエネルギーの環境への適合を図るべく、部門ごとに対象設備を設定する。その際、各部門に共通して、 ①個々の設備ごとに i)エネルギーの使用の合理化に著しく資すること、又は ii)使用に際してのエネルギーの消費に係るCO2排出量が著しく低いことを要件とし、かつ、 ②当該設備を本税制措置の対象とすること により、相当程度の需要の増大が見込まれるため、エネルギー起源CO2排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備を対象を重点化する。 また、再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、上記とは別に再生可能エネルギー利用設備を対象とする。</p> <p>(4)措置の内容 政策目標等に基づき今後横断的に普及加速化を促す必要のあるものであって、相当程度の効果(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し、その後1年以内に事業の用を供した場合に、次のいずれか一方を選択し、税制優遇を受けられるものとする。 ①普通償却に加えて、基準取得額の40%相当額を限度として償却できる特別償却 ②中小企業者に限り、基準取得価額の7%相当額の税額控除。ただし、その限度控除額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額を限度とする。</p> <p>(5)措置期間 企業の設備投資においては意思決定までに長期間を要し、特に本税制の対象設備に関しては、意思決定から導入までにさらに長期間を有することから、投資効果を最大限に引き出すために税制措置期間を3年とする。</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課

4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度(新設)
6	適用又は延長期間	平成 23 年度～平成 25 年度(3 年間)
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>近年、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー政策に関する内外からの要請が急速に高まっている。また、新興国等におけるエネルギー需要の増大により、エネルギーの安定供給の確保は、これまで以上に重要な課題となっている。さらに、エネルギー・環境分野に対する経済成長の牽引役としての期待が高まっている。こうしたエネルギー政策を巡る内外の環境変化を踏まえ、エネルギー基本計画及び新成長戦略では、以下の政策目標が掲げられている。</p> <p>○ エネルギー基本計画(平成 22 年 6 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー起源CO2は、2030 年に 90 年比▲30%程度もしくはそれ以上の削減 (産業部門) 1990 年 : 487 百万トン→2030 年 : 350 百万トン (▲27%) (運輸部門) 1990 年 : 217 百万トン→2030 年 : 154 百万トン (▲29%) (業務部門) 1990 年 : 164 百万トン→2030 年 : 104 百万トン (▲37%) ・一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について 2020 年までに 10%に達することを目指す。 <p>○ 新成長戦略(平成 22 年 6 月)</p> <p>(2020 年までの目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50 兆円超の環境関連新規市場 ・140 万人の環境分野の新規雇用 ・日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を 13 億トン以上とすること(日本全体の総排出量に相当) <p>こうした政府レベルの目標に即し、①エネルギー基本計画の目標達成を通じたエネルギーの環境への適合、②エネルギーの使用合理化やエネルギー源の多様化等のエネルギー需給構造改革を通じたエネルギー安定供給の確保、③環境エネルギー産業・市場の成長を政策目的とする「グリーン投資減税」を創設する。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策中目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 エネルギー起源CO2排出量削減効果： (産業部門)12.2 百万トン (運輸部門)1.1 百万トン (業務部門)2.8 百万トン 再生可能エネルギー導入拡大効果:1.5 百万 kl(原油換算)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・エネルギー起源CO2排出量削減量 ・再生可能エネルギー導入量</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <平成 23 年度から平成 25 年度におけるエネルギー起源CO2排出削減効果> (産業部門)12.2 百万トン ※2030 年には 90 年比 27%のCO2削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 2%に相当。 (運輸部門)1.1 百万トン ※2030 年には 90 年比 29%のCO2削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 0.5%に相当。 (業務部門)2.8 百万トン ※2030 年には 90 年比 37%のCO2削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 2%に相当。 <平成 23 年度から平成 25 年度における再生可能エネルギー導入見込み> 1.5 百万 kl(原油換算) ※08 年の再生可能エネルギー量の 1%に相当。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	<p>(分析対象期間:平成 23 年度～平成 25 年度) 本税制が新設されなかった場合、対象設備の導入が進まないため、上記の目標数値は、以下のように限定的となる見込み。 エネルギー起源CO2排出量削減効果： (産業部門)2.0 百万トン (運輸部門)0.3 百万トン (業務部門)0.8 百万トン 再生可能エネルギー導入拡大効果:0.3kl(原油換算)</p>
		② 税込減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間:平成 23 年度～平成 25 年度) 上記のように、本税制により、省エネ・低炭素設備の普及が加速的に拡大することにより、相当程度のCO2排出削減効果及び再生可能エネルギー導入拡大効果が見込まれる。これにより、①エネルギー基本計画の目標達成を通じたエネルギーの環境への適合、②エネルギーの使用合理化やエネルギー源の多様化等のエネルギー需給構造改革を通じたエネルギー安定供給の確保、③環境エネルギー産業・市場の成長という本税制の政策目的の実現に大きく寄与することが見込まれるため、税込減を十分に是認できると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>エネルギー基本計画においては、「本基本計画その他の法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置づけられるものについては、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、最小の国民負担で最大の効果と全体最適が確保されるポリシーミックスを構築していくことが重要である」とされている。</p> <p>本税制は、①個々の設備の性能要件を設け、エネルギーの使用の合理化に著しく資する設備等に対象を絞り込むことに加え、②本税制措置の対象とすることにより、相当程度の需要の増大が見込まれるため、エネルギー起源CO2排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備に対象を重点化す</p>

			<p>ることとしている。このように、政策目的に照らして効果の高い設備に支援対象を重点化し、必要最小限の国民負担で最大限の効果が得られるようにしている。</p> <p>また、予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発を推進するための措置とし、これに対して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うこととしている。このようにポリシーミックスを構築し、重複のない、かつ、連続した施策手段を講じている。</p>
--	--	--	---

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（所得税・法人税）
2	要望の内容	<p>地震防災対策用資産の取得に関する特別償却制度の適用期限を3年間（平成26年3月31日まで）延長する。</p> <p>①対象地域 ア. 東海地震に係る地震防災対策強化地域 イ. 東南海・南海地震防災対策推進地域 ウ. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域</p> <p>②対象者 大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等 例 病院、劇場、百貨店、旅館、学校、火薬類・薬品等の工場、電気・ガス等の事業所等</p> <p>③対象資産：緊急地震速報受信装置及び関連設備</p> <p>④特別償却率：100分の20</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>（内閣府要望経緯）</p> <p>昭和58年度 創設 昭和60年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ 昭和62年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ 平成元年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ 平成3年度 適用期限2年延長、対象資産の拡充、特別償却率の引き下げ 平成5年度 適用期限2年延長 平成7年度 適用期限2年延長 平成8年度 対象地域の拡充 平成9年度 適用期限2年延長 平成11年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ 平成12年度 特別償却率の引き下げ 平成13年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ、適用対象者の限定 平成14年度 特別償却率の引き下げ 平成15年度 適用期限2年延長、対象地域の拡充・廃止、特別償却率の引き下げ 平成17年度 適用期限2年延長、対象地域の拡充・廃止、特別償却率の引き下げ 平成19年度 適用期限2年延長 平成21年度 適用期限2年延長、対象資産の改組、対象地域の拡充、特別償却率の引き上げ</p>
6	適用又は延長期間	地震防災対策用資産の取得に関する特別償却制度の適用期限を3年間（平成26年3月31日まで）延長する。

7	必要性等	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「大規模地震対策特別措置法」、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）と東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）は、特に大規模地震の発生の切迫性が高く、甚大な被害が予想されることから、行政だけでなく当該地域に存する事業者、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を強力に推進する必要がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策中目標Ⅰ 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 税制適用対象地域における大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 対象資産の普及状況 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 当該税制適用地域対象に実施した平成20年10月の調査では、普及率が7%にとどまっている現状が明らかになった。対象資産である緊急地震速報受信装置は21年度から追加されたばかりであり、行政だけでなく、地域の事業者・住民を巻き込んだ普及啓発の取組が不可欠であり、それにインセンティブを与えるものとして当該税制は有効である。
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	（分析対象期間：平成23年度～平成26年度） 緊急地震速報受信装置の導入により、主要動到達前の避難経路確保や製造機械の停止などの措置をとることができたケースが、平成20年の岩手・宮城内陸地震などで見られた。本租税特別措置が延長されない場合、緊急地震速報受信装置の普及が遅れ、近く発生する可能性のある東海地震や東南海・南海地震などが発生した場合の被害の発生、拡大を抑制することができず、地震防災戦略の目標を達成できない恐れがある。
		② 税込減を是認するような効果の有無	（分析対象期間：平成23年度～平成26年度） 緊急地震速報の利活用の実態として、平成21年8月11日の駿河湾を震源とする地震や平成22年3月14日の福島県沖の地震の際に、デパートや小売店で館内放送を行い客の誘導に生かされたケースや、工場や倉庫において従業員の安全確保、機械の停止による被害防止策が取られたケースなどがあつた。今後、より普及が進むことでこういった予防策がとられやすくなり、被害拡大の防止に資するものと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	平成19年3月の中央防災会議で内閣総理大臣より「緊急地震速報を政府一体となって、国民への普及・啓発に取り組んでいただくようお願いしたい」とのご発言があつたことを踏まえ、「緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進関係省庁連絡会議」が設置された。同会議を中心に政府一体となった取組を展開しているところであるが、一般に災害対策を進める上では国等による「公助」だけでなく、国民一人ひとりや企業が自ら考えて取り組む「自助」、地域の多様な主体が協働する「共助」が重要と

			<p>されており、そういった「自助・共助」の取組を喚起するインセンティブを与える必要がある。ここで租税特別措置というインセンティブを与えることにより、地震防災対策用資産の取得時コストを軽減し、当該資産の導入を通じた地域防災力向上を図ることが可能となる。</p> <p>また、法的規制や義務付けについては以下の考え方により行わない。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 政策誘導により自発的意思による設置・取得を促すことが、「自助・共助」の取組を喚起するという考え方に沿うものであり、法的規制はその次のステップであること。・ 緊急地震速報の一般向けの提供開始から日が浅く、利活用の実態として被害防止策が取られた事例があるものの、義務付けに至るまでの十分な事例が蓄積されておらず、当面はインセンティブを与えての普及促進に努めるのが適当であること。
--	--	--	--

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	平成12年度医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院等への建替えに係る特別償却制度の適用期限の延長
2	要望の内容	平成12年医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院・有床診療所への建替えを行った場合の建物について、取得初年度に基準取得価格（取得価格の1/2）の15%を割増償却できるが、この制度を平成23年度以降も延長すること。（租税特別措置法第12条の3、第45条の2第3項、第68条の29第3項）
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成13年度 創設 平成15年度 2年延長 平成17年度 2年延長 平成19年度 2年延長 平成21年度 2年延長
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで。
7	必要性等	① 政策目的 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 療養環境の改善に対する国民の要請に応え、良質で適切な医療を提供する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策中目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 改正後の医療法の構造設備基準に適合した建物への建替えを促進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 改正後の構造設備基準に適合した医療機関の割合 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 改正後の医療法の構造設備基準に適合した建物が増えることにより、療養環境が改善し、良質な医療を提供できる。
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響 (分析対象期間:平成23年度) 改正後の構造設備基準を満たさない医療機関が減らないことにより、療養環境が改善しない。

		② 税収減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間:平成 23 年度)</p> <p>病院の建替えに係る費用は膨大で、医療機関の負担は大きいことから、本特例措置による税負担の軽減は有効な手段である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>新基準に基づく医療機関への建替えについては、税制上の本特例措置の他に政策融資等の支援策がとられている。</p> <p>本特例措置により建替えに向けたインセンティブを与え、建替えに係る費用負担の軽減を図るとともに、建替えのための具体的な資金調達手段として、政策融資による財政上の手段を与えている。</p> <p>このように両者は平成12年改正の政策目標を達成するための両輪であり、双方の支援措置により順次建替えが進んでいると評価できる。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長
2	要望の内容	<p>医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の20%の特別償却を認める特別措置の適用期限を2年間延長する要望を行うもの。</p> <p>○既存対象医療機器等 人工呼吸器、シリンジポンプ、生体情報モニタ、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、調剤誤認防止装置、分娩監視装置、特殊寝台 (租税特別措置法第12条の2第1項第2号、第45条の2第1項第2号、第68条の29第1項第2号、厚生労働省告示第248号)</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課医療安全推進室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成15年度税制改正要望により創設、平成17年度、平成19年度及び平成21年度に2年毎の適用期限の延長を行った。</p> <p>○平成15年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の創設」 対象機器等:人工呼吸器、輸液ポンプ、シリンジポンプ、生体情報モニタ、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台</p> <p>○平成17年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間 拡充:新規追加医療機器等は、分娩監視装置、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、調剤誤認防止装置(輸液ポンプを除外)</p> <p>○平成19年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間 拡充:未成立(輸液ポンプ)</p> <p>○平成21年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に係る税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間</p>
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日
7	必要性等	<p>① 政策目的</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器等の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標3 利用者視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること 施策中目標2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療安全に資する医療機器等の国内販売台数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入を促進することで、医療現場においてそれらの機器が普及し、ヒューマンエラーを防止又は万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい環境が整うことで、安心かつ質の高い医療サービスが提供できる。
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	(分析対象期間:平成19年度～平成21年度) 医療機関の経営に多大な影響が生じることから、医療安全に資する機器等の購入が困難になり、医療安全の質が低下し、安心かつ質の高い医療サービスの提供が困難となる。
		② 税込減を是認するような効果の有無	(分析対象期間:平成19年度～平成21年度) 医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずることは、医療法に明記された国及び地方公共団体の責務であり、医療の安全の確保は医療政策における最も必要な課題の一つである。本制度によって、医療機器等に起因した医療事故等を一定程度防止することが可能であることから、本制度によって医療機関等の医療安全に資する医療機器等の購入に係る経費負担を軽減することは効果的である。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	ヒューマンエラーの防止に配慮した医療機器等は割高であり高価であるため、医療機関におけるそれらの導入を促進するためには、その経費負担を軽減することが効果的である。 また、上記の政策目標を達成するには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立に投資促進等のインセンティブを講ずることが適当であることから、個別具体的な事情も考慮しつつ所管省庁が交付決定を行う補助金ではなく、税制により措置することが適当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の延長
2	要望の内容	<p>近年、東南アジアを中心に鳥インフルエンザが鳥から人へ感染する事例が増加。この鳥インフルエンザ(H5N1)が人から人へ感染する形に変異し、新型インフルエンザとして世界的に流行することが危惧されている。</p> <p>新型インフルエンザが発生した場合、国民に大きな健康被害を発生させ、最大2500万人が罹患、15～64万人が死亡すると想定されている。こうした中、1日の入院患者が最大10万1千人見込まれるなど、現在の医療体制では十分な対応ができないため、早急に医療提供体制を整備する必要がある。</p> <p>こうしたことを踏まえ、平成21年度税制改正において、本税制を措置したところ(適用期間2年間)。</p> <p>このような状況の中で、平成21年4月に新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生し、医療提供体制については、新型インフルエンザ患者入院医療機関に係る補助等の措置を講じて対応。</p> <p>現在のところ、新型インフルエンザ(A/H1N1)の最初の流行は沈静化しているところであるが、今後再流行が生じる可能性もあり、また今回とは違った型の新型インフルエンザが発生するおそれもある。</p> <p>また、新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書(平成22年6月10日)においても、医療体制について、以下のような提言がなされているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が基本的な方針、考え方を示した上で、都道府県ごとに地域の実情を踏まえ、必要となる医療提供体制について検討を進めるべきである。また、国は、これに対する必要な支援を行うべきである。 ・具体的には医療スタッフ等の確保、ハイリスク者を受入れる専門の医療機関の設備、陰圧病床等の施設整備などの院内感染対策等のために必要な財政支援を行う必要がある。 <p>以上の点を踏まえると、医療提供体制については引き続きその充実が求められるところであり、本税制については継続して措置することとしている。</p>
3	担当部局	健康局結核感染症課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成21年4月1日より2年間の措置として創設(平成23年3月31日まで)</p> <p>平成23年4月1日より2年間の延長措置を要望中</p>
6	適用又は延長期間	2年間

7	必要性等	① 政策目的	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>新型インフルエンザ発生時、初期対応を行う感染症指定医療機関等(感染症指定医療機関及び「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき都道府県等が病床確保を要請した医療機関)における医療提供体制を確保する必要がある。また、新型インフルエンザ発生後、多数見込まれる入院患者に対処するには、感染症指定医療機関等の感染症病床のみでは不足するため、臨時に開設する病床における感染防止のため、簡易陰圧装置の設置が必要である。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標 I)</p> <p>安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標5)</p> <p>感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止することともに、感染者等に必要な医療等を確保すること (施策中目標1)</p> <p>感染症の発生・まん延の防止を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>パンデミック期において最大10万1千人と見込まれる入院患者に対応できるだけの簡易陰圧装置を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>感染症指定医療機関等(約4,060カ所、約4,060台)に簡易陰圧装置を設置</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>この租税特別措置等により、政策目的である簡易陰圧装置の必要数の確保を図る。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	—
		② 税収減を是認するような効果の有無	—
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>新型インフルエンザは、感染力が強く、全国的に急速に拡大するおそれがあるため、不足が見込まれる入院施設の確保を容易にする簡易陰圧装置を、全国各地に幅広く設置を促すためには、設置補助に加え税制を活用することは着実に進めるためには有効である。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究費の総額に関する税額控除制度の拡充	
2	要望の内容	試験研究費の総額に関する税額控除制度について、控除上限の10%引上げ等	
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和42年度:増加型(増加試験研究費に関する税額控除制度)創設 ・昭和60年度:中小企業技術基盤強化税制創設 ・平成5年度:特別共同試験研究に関する税額控除制度創設 ・平成15年度:総額型(試験研究費の総額に関する税額控除制度)創設 ・平成20年度:高水準型(平均売上高の10%を超える試験研究費に関する税額控除制度)創設 ・平成21年度:(経済対策)総額型拡充 	
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に関する税額控除制度含む):期限なし ・増加型:平成23年度末まで ・高水準型:平成23年度末まで ・経済対策部分: <ul style="list-style-type: none"> ①総額型控除上限20%→30%については平成22年度末まで ②繰越期間は最長平成24年度末まで 	
7	必要性等	① 政策目的	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>2020年度までに官民合わせてGDP比4%以上の研究開発投資を行うことで、革新的医薬品・医療機器の国際的開発・提供体制へ我が国が参加していくとともに、日本で開発される革新的医薬品・医療機器の世界市場におけるシェアが拡大されることを通じて、医薬品・医療機器産業を日本の成長牽引産業へ導き、世界最高水準の医薬品・医療機器を国民に迅速に提供すること。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標Ⅰ)</p> <p>安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>(施策目標9)</p> <p>新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>(施策目標9-1)</p> <p>新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準に維持する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>

8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	<p>現行の試験研究税制は、活用実績が高く、特に医薬品産業においては控除限度額まで活用されるなどにより、試験研究費は年々増加してきており、医薬品・医療機器産業の研究開発活動を有効に支援してきたといえる。</p>
		② 税収減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間:平成16年度～平成21年度)</p> <p>・医薬品の研究開発費の推移</p> <p>平成16年度: 8,485億円 平成17年度: 9,541億円 平成18年度: 10,497億円 平成19年度: 12,198億円 平成20年度: 14,136億円 平成21年度: 13,271億円</p> <p>(出典:各社決算短信)</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国においては、 <ol style="list-style-type: none"> ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。韓国に次いで2番目)、 ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。 ・ すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 ・ 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。
		② 他の支援措置や義務付け等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算上の措置(補助金)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 ・ また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	共同利用施設の特別償却制度の延長
2	要望の内容	生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和55年 期限切れごとに延長要望(直近は平成21年度)
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで (平成23年度～平成24年度)
7	必要性等	① 政策目的 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。 生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める各業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。本税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図るものである。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等について、共同利用施設の拡大を通じた経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向となる必要がある。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置適用設備数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

			<p>生活衛生同業組合等は国の施策に沿った事業を実施しており、営利事業を行うものではないため、余剰金による積極的な設備投資が行いにくい状況にあるため、租税特別措置法の特例措置により、政策的インセンティブを講ずることで、共同利用施設の取得を促進することが可能となる。さらに資金力の脆弱な組合に対し株式会社日本政策金融公庫等の政策金融による資金供給を行うことで、円滑に共同利用施設を取得するための財源確保が行えるよう措置する必要がある。</p> <p>また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、デフレの影響、円高による国内民需の減速等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しいことから、引き続き措置する必要がある。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の設備投資(共同利用施設の取得)が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。</p>
		② 税込減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公害防止用設備の特別償却制度の延長
2	要望の内容	公害防止用の特定設備（300万円以上の活性炭吸着回収装置）の取得に係る特別償却制度の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 平成5年 期限切れごとに延長要望（直近は、平成21年度）
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで （平成23年度～平成24年度）
7	必要性等	① 政策目的 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 クリーニング業においてはドライクリーニング溶剤としてテトラクロロエチレンを使用しているが、テトラクロロエチレンは健康被害及び環境汚染を引き起こすことから、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等により環境規制が行われており、活性炭吸着回収装置の導入により当該環境基準を満たし、公害防止対策の円滑な推進を図る。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 健康被害及び環境保全の防止のため、全てのドライクリーニング機における活性炭吸着回収装置導入の促進が必要不可欠 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 環境基準超過施設割合 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 クリーニング業はテトラクロロエチレン排出量の大部分を占めており、排出抑制基準を超過する濃度が依然として測定されている（平成20年度環境基準超過施設割合＝6.0%（廃液）、3.3%（排気） 厚生労働省調査＝「ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査」による）。 健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資（活性炭吸着回収装置の取得）については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となる。

			さらに資金力の脆弱な事業者に対し株式会社日本政策金融公庫等の政策金融による潤沢な資金供給を行うことで、円滑に本装置の導入が図られるよう措置を講じていく必要がある。
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) テトラクロロエチレンの排出量の大半を占めるクリーニング業の設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)が行えなかった場合、健康被害及び環境汚染を見過ごすこととなり、国民の健康保護及び生活環境の保全に重大な被害を招くおそれがある。
		② 税込減を是認するような効果の有無	(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要がある、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の拡充																																																															
2	要望の内容	<p><制度概要></p> <p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」。）に基づく認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画に従って、会社の設立、増資等を行う場合に登録免許税の税率を以下のとおり軽減する。</p> <table border="1" data-bbox="560 539 1418 954"> <thead> <tr> <th>租税特別措置法第80条第1項</th> <th>措置の内容</th> <th>通常の税率</th> <th>産活法の特例</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>会社の設立、資本金の増加</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>合併</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の合併)</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>分割</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の分割)</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4号(売買)</td> <td rowspan="2">不動産の所有権の取得</td> <td>土地</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>船舶の所有権の取得</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">5号</td> <td rowspan="2">合併時</td> <td>不動産</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分割時</td> <td>不動産</td> <td>0.8%</td> <td>0.2%</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>2.8%</td> <td>1.2%</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p><要望の内容></p> <p>現在、産活法の一部改正を検討中。改正後も税制面の取扱いについて従来と差が生じることのないよう、所要の税制改正を行う。</p>	租税特別措置法第80条第1項	措置の内容	通常の税率	産活法の特例	軽減率	1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%	3号	分割	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)	0.7%	0.35%	0.35%	4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%	建物	2.0%	1.6%	0.4%	船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%	5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%	船舶	0.4%	0.3%	0.1%	分割時	不動産	0.8%	0.2%	0.6%	船舶	2.8%	1.2%	1.6%
租税特別措置法第80条第1項	措置の内容	通常の税率	産活法の特例	軽減率																																																													
1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%																																																													
2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%																																																													
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%																																																													
3号	分割	0.15%	0.1%	0.05%																																																													
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)	0.7%	0.35%	0.35%																																																													
4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%																																																												
		建物	2.0%	1.6%	0.4%																																																												
	船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%																																																													
5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%																																																												
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%																																																												
	分割時	不動産	0.8%	0.2%	0.6%																																																												
		船舶	2.8%	1.2%	1.6%																																																												
3	担当部局	健康局生活衛生課																																																															
4	評価実施時期	平成22年8月																																																															
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成11年度 創設 平成12年度 税率の引き下げ 平成13年度 2年間延長 平成15年度 5年間延長 平成18年度 2年間延長 平成20年度 2年間延長 平成21年度 1年間延長、拡充 平成22年度 2年間延長																																																															
6	適用又は延長期間	平成22年4月～平成24年3月																																																															
7	必要性等 ① 政策目的 ② 政策体系における政策目的の位置付	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性を向上させるとともに、オープン・イノベーションを推進する新たな仕組みを構築することにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。また、構造的な資源価格の高騰に耐えうる新たな経済産業構造の構築により、我が国の資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長の実現を目指す。</p> <p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等に</p>																																																															

		け	より、生活衛生の向上、推進を図ること
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の経営資源の効率的な活用を促進し生産性の向上を実現することを通じて、我が国経済の活力向上及び持続的な発展を実現する。</p> <p>具体的には、本措置を活用した企業の ROE、ROA の平均値が、政策目標 (ROE、ROA:平成 22 年度値+2%) を上回ることを目指す。</p> <p>また、資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長を実現する。</p> <p>具体的には、本措置を活用した企業の資源生産性を高めるため、3 年間でエネルギー生産性の 6% 以上向上又は炭素生産性の 7% 以上向上を実現することを目指す。</p>
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>認定事業者は、計画(3年以内)の終了時点において以下のいずれかの指標について基準を達成するものとする</p> <p>【事業再構築計画、経営資源再活用計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ROE\geq2%ポイント(経営資源再活用計画では ROA) ➢ 有形固定資産回転率\geq5% ➢ 従業員一人当たり付加価値額\geq6% <p>【経営資源融合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 修正 ROA\geq3%ポイント ➢ 有形固定資産回転率\geq10% ➢ 従業員一人当たり付加価値額\geq12% <p>【資源生産性革新計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ エネルギー生産性:+4%(平成 23 年度以降に開始する計画は+6%) ➢ 炭素生産性:+5%(平成 23 年度以降に開始する計画は+7%)
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産活法の認定を受けた企業の ROE、ROA 向上率は日本国全体の ROE、ROA 向上率と比較した場合に高く、政策目的の達成に大きく寄与している。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	<p>(分析対象期間:平成 15 年 4 月～平成 24 年 3 月)</p> <p>分析対象期間中に産活法の認定を受けた計画のうち、約 9 割が本措置を活用しており、本措置が活用できない場合は、組織再編や事業再編を通じた経営資源の効率的活用を図る産活法全体の政策目的を阻害することになる。</p> <p>また、現下の日本経済を取り巻く環境は、内需の減退や新興国の台頭による影響など決して楽観視できるものではなく、我が国企業にはグローバル競争下において競争力を有するコア事業や高付加価値事業への積極投資・事業転換が喫緊の課題である。現在、これらの企業行動を政策的に支援するための産活法改正を検討しているところだが、既存で措置されている現行産活法に基づく企業再編・事業再編行為に伴う登録免許税の軽減措置についても必要不可欠であり、本措置が引き続き手当されない場合には、グローバル経済における我が国企業の競争力低下を招くことになる。</p>
		② 税収減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間:平成 15 年 4 月～平成 24 年 3 月)</p> <p>これまで本措置を活用した計画のうち、約 9 割の計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している。今後も、本措置活用により、企業の実産性向上と計画終了後の利益確保(税収の増大)に寄与。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や生産工程の導入などの事業革新を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、本措置を講じている。本措置により、上記のような事業構造の変更・事業革新等に要する費用を軽減することで、本措置の適用を受ける企業の抜本的な生産性の向上を促すものであり、組織再編等に関する資金面での阻害要因を除去する特例措置として妥当である。</p>
---	-----	--------------------	---

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の延長
2	要望の内容	<p><制度概要></p> <p>産活法に基づく認定事業再構築、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画及び認定中小企業承継事業再生計画に従って行われる事業の譲渡及び一定の要件を満たす資産譲渡に伴い不動産を取得し、かつ、当該認定計画に係る事業の用に供したときは当該不動産に係る不動産取得税について、本則(土地、住宅3%、住宅以外の家屋4%)の1/6を軽減する。</p> <p><要望の内容></p> <p>再生局面にあるなど雇用の維持に一定の効果があるものに適用対象を見直した上で、措置の期限を平成25年3月31日まで延長する。</p>
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成11年10月 創設</p> <p>平成13年4月 2年間の延長</p> <p>平成15年4月 2年間の延長、拡充</p> <p>平成17年4月 2年間の延長</p> <p>平成19年4月 2年間の延長、拡充</p> <p>平成21年4月 2年間の延長、拡充</p>
6	適用又は延長期間	平成23年4月～平成25年3月
7	必要性等	<p>① 政策目的</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性を向上させ、ベンチャー企業の創出と成長を促すための環境整備を行うとともに、オープン・イノベーションを推進する新たな仕組みを構築することにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。</p> <p>また、構造的な資源価格の高騰・変動に耐えうる新たな経済産業構造の構築のため、我が国の資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長の実現を目指す。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>時々の経済状況により目標の達成が困難となる場合があるが、産活法の認定を受けた計画は生産性の向上を全て達成することを目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>認定事業者は、計画(3年以内)の終了時点において以下のいずれかの指標について基準を達成するものとする。</p> <p>【事業再構築計画、経営資源再活用計画】</p> <p>➤ ROE≧2%ポイント(経営資源再活用計画ではROA)</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ➤ 有形固定資産回転率$\geq 5\%$ ➤ 従業員一人当たり付加価値額$\geq 6\%$ <p>【経営資源融合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 修正 ROA$\geq 3\%$ポイント ➤ 有形固定資産回転率$\geq 10\%$ ➤ 従業員一人当たり付加価値額$\geq 12\%$ <p>【資源生産性革新計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ エネルギー生産性: +4% (平成 23 年度以降に開始する計画は+6%) 炭素生産性: +5% (平成 23 年度以降に開始する計画は+7%)
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産活法の認定を受けた企業の ROE、ROA 向上率は日本国全体の ROE、ROA 向上率と比較した場合に高く、政策目的の達成に大きく寄与している。</p> <p>本措置は、債務超過であったり、利益が確保できていないなど、企業経営が厳しい局面で利用されるケースが多いが、軽減額と同額の利益を確保するには軽減額の数十倍の売上増が必要なケースもあるなど、厳しい局面での本措置の活用が企業経営に与える影響は相当程度大きく、目標達成への寄与度も高い。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	<p>(分析対象期間:平成15年4月～平成22年7月)</p> <p>本措置の活用計画では、事業の譲渡企業が民事再生中の案件や債務超過の状況に陥っているなど、再生局面で行われる事業譲渡が9割以上であり、仮に本措置が延長されなかった場合には、こうした再生局面における事業譲渡が行われにくくなり、事業の継続やそれに伴う従業員の雇用の確保等が難しくなることが想定される。</p>
		② 租税減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間:平成15年4月～平成22年7月)</p> <p>これまで本措置を活用した計画のうち、約9割の計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成しており、全体として租税の増大、雇用が確保されている。特に雇用維持効果のインパクトは大きく、本措置を契機とした事業譲渡により本来であれば失われていた経営資源が有効されることで、数百名単位の雇用が維持されたケースもあり、租税減額に比してその効果は高いと言える。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>企業が行う行為には様々なものがあり得るが、本措置は、極めて限定した抜本的な行為に着目し支援を講じている。これらの行為の重要性は、業種、企業規模によらず等しいものであり、また、経済環境など様々な要因によりその件数は変化しうるものであるために、補助金よりも税制支援が適している。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長						
2	要望の内容	<p>生活衛生関係業者等が一定価格以上の機械及び装置並びに器具及び備品を取得した場合に取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除できる措置を平成24年度末までの2年間延長する。</p> <p>租税特別措置法第10条の4、第42条の7、第68条の12 租税特別措置法施行令第5条の6、第27条の7、第39条の42 租税特別措置法施行規則第5条の9、第20条の3</p>						
3	担当部局	健康局生活衛生課						
4	評価実施時期	平成22年8月						
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p style="text-align: center;">昭和62年 創設</p> <p style="text-align: center;">平成21年度 国税において延長</p>						
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで (平成23年度～平成24年度)						
7	必要性等	<p>① 政策目的 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>生活衛生関係業者は、中小零細な経営規模のものが多く、依然として、原油価格の高騰等によりその経営環境は厳しいものがあり、その事業基盤を強化することが政策的に必要であるため、新規の機械、装置等を取得する場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、その脆弱な経営基盤の強化を図る必要がある。また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。ところで、生活衛生関係業者等については、本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による成長モメンタムの低下、デフレの影響等により中小企業を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">基本目標Ⅱ</td> <td>安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</td> </tr> <tr> <td>施策大目標5</td> <td>生活衛生の向上・推進を図ること</td> </tr> <tr> <td>施策中目標1</td> <td>生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること</td> </tr> </table> <p>③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>生活衛生関係業者が新規の機械・装置等を取得することを通じて、経営基盤の強化を図ること。ただし、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向となる必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p style="text-align: center;">設備取得額</p>	基本目標Ⅱ	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること	施策大目標5	生活衛生の向上・推進を図ること	施策中目標1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること
基本目標Ⅱ	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること							
施策大目標5	生活衛生の向上・推進を図ること							
施策中目標1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること							

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生活衛生関係事業者は、新規の機械、装置等の取得を通じて、衛生水準の向上、生産性の向上や省力化を推進し、経営基盤の強化を図る必要がある。しかしながら、この種の事業者のほとんどが中小零細の経営規模であることから、積極的な設備投資が行いにくい状況にあるため、租税特別措置法の特例措置により、政策的にインセンティブを講じることで、投資意欲を促進することが可能となる。さらに投資意欲がありながらも資金力の脆弱な事業者に対し株式会社日本政策金融公庫等の政策金融による資金供給を行うことで、円滑に経営基盤の強化が図られるよう措置する必要がある。</p> <p>なお、当該施策は、設備内容及び業種に限定がないため幅広い事業者が利用することが可能であるが、本制度が廃止されると、生活衛生関係事業者等の設備投資意欲が一層低下することが懸念され、今後、衛生水準の維持、向上が図られなければ、ひいては国民の利益が損なわれる恐れもあり、現状では制度延長が不可欠である。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の設備投資(事業基盤強化設備の取得)が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。</p>
		② 税収減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長
2	要望の内容	<p>生活衛生関係業者等が一定価格以上の機械及び装置並びに器具及び備品を取得した場合に取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除できる措置を平成24年度末までの2年間延長する。</p> <p>租税特別措置法第10条の4、第42の7、第68条の12 同法施行令第5条の6、第27条の7、第39条の42 同法施行規則第5条の9、第20条の3、第22条の25 地方税法第23条、第51条、第72条の23第1項、第292条第1項第3号、第314条の4</p>
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和62年 創設</p> <p>平成21年度 国税において延長</p>
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで (平成23年度～平成24年度)
7	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	① 政策目的	<p>生活衛生関係業者は、中小零細な経営規模のものが多く、依然として、原油価格の高騰等によりその経営環境は厳しいものがあり、その事業基盤を強化することが政策的に必要であるため、新規の機械、装置等を取得する場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、その脆弱な経営基盤の強化を図る必要がある。また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。ところで、生活衛生関係業者等については、本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による成長モメンタムの低下、デフレの影響等により中小企業を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること</p>
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>生活衛生関係業者が新規の機械・装置等を取得することを通じて、経営基盤の強化を図ること。ただし、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向となる必要がある。</p>	

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 設備取得額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生活衛生関係事業者は、新規の機械、装置等の取得を通じて、衛生水準の向上、生産性の向上や省力化を推進し、経営基盤の強化を図る必要がある。しかしながら、この種の事業者のほとんどが中小零細の経営規模であることから、積極的な設備投資が行いにくい状況にあるため、租税特別措置法の特例措置により、政策的にインセンティブを講じることで、投資意欲を促進することが可能となる。さらに投資意欲がありながらも資金力の脆弱な事業者に対し株式会社日本政策金融公庫等の政策金融による資金供給を行うことで、円滑に経営基盤の強化が図られるよう措置する必要がある。</p> <p>なお、当該施策は、設備内容及び業種に限定がないため幅広い事業者が利用することが可能であるが、本制度が廃止されると、生活衛生関係事業者等の設備投資意欲が一層低下することが懸念され、今後、衛生水準の維持、向上が図られなければ、ひいては国民の利益が損なわれる恐れもあり、現状では制度延長が不可欠である。</p>
8	有効性等	①	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の設備投資(事業基盤強化設備の取得)が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。</p>
		②	<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融资による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
2	要望の内容	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（通常の116%相当額）の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。 （租税特別措置法第57条の10）
3	担当部局	健康局生活衛生課、社会・援護局地域福祉課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和41年 期限切れごとに延長要望（直近は、平成21年度）
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで （平成23年度～平成24年度）
7	必要性等	① 政策目的 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係事業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によってこれらの団体の財政基盤の充実を図る必要がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け [生活衛生関係事業者等] 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること [消費生活協同組合等] 基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を行うこと 施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策中目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 貸倒リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。ただし、ひとつの指標として、生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスに転じる必要がある。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 16%割増繰入限度額 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 生活衛生同業組合等が、共同事業、資金の斡旋に係る事業等を行って

			<p>おり、組合事業と組合員の事業は極めて密接に関係している。組合事業の健全性が確保されない場合、組合員の事業活動にも連鎖し、重大な影響が及ぶことが懸念される。</p> <p>消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6,318万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用していているところである。消費生活協同組合等は多くの組合員や国民の生活に多大な影響を与えており、このため、消費生活協同組合等の財政基盤の悪化は、国民生活への影響につながるものである。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤は未だ十分な水準になく、また営利性のある事業を行っていないため、余剰金が発生しにくいことに鑑み、適切な内部留保水準に引き上げるためには、引き続き、租税特別措置法に基づく本政策措置を適用することにより、財政基盤の充実・強化を図る必要がある。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化を図ることは、組合の健全な発展につながるものであることから、種々の施策をパッケージ化して講じる必要がある、引き続き、株式会社日本政策金融公庫の融資とともに本政策措置を講ずることは不可欠である（消費生活協同組合等は融資制度対象外）。</p> <p>また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に内部留保促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。</p> <p>本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による国内民需の低下、デフレの影響等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p>
8	有効性等	<p>① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響</p> <p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生同業組合等は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>	
		<p>② 税収減を是認するような効果の有無</p> <p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生同業組合等は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>	
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要がある、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融资による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p>	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長	
2	要望の内容	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（通常の116%相当額）の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。 （租税特別措置法第57条の10）	
3	担当部局	健康局生活衛生課、社会・援護局地域福祉課	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和41年 期限切れごとに延長要望（直近は、平成21年度）	
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで （平成23年度～平成24年度）	
7	必要性等	① 政策目的等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係事業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によってこれらの団体の財政基盤の充実を図る必要がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	[生活衛生関係事業者等] 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること [消費生活協同組合等] 基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策中目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 貸倒リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。ただし、ひとつの指標として、生活衛生関係営業の業況判断D Iがプラスに転じることが必要。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 16%割増繰入限度額

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生活衛生同業組合等が、共同事業、資金の斡旋に係る事業等を行っており、組合事業と組合員の事業は極めて密接に関係している。組合事業の健全性が確保されない場合、組合員の事業活動にも連鎖し、重大な影響が及ぶことが懸念される。</p> <p>消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6, 318万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。消費生活協同組合等は多くの組合員や国民の生活に多大な影響を与えており、このため、消費生活協同組合等の財政基盤の悪化は、国民生活への影響につながるものである。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤は未だ十分な水準になく、また営利性のある事業を行っていないため、余剰金が発生しにくいことに鑑み、適切な内部留保水準に引き上げるためには、引き続き、租税特別措置法に基づく本政策措置を適用することにより、財政基盤の充実・強化を図る必要がある。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化を図ることは、組合の健全な発展につながるものであることから、種々の施策をパッケージ化して講じる必要があり、引き続き、株式会社日本政策金融公庫の融資とともに本政策措置を講ずることは不可欠である（消費生活協同組合等は融資制度対象外）。</p> <p>また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に内部留保促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。</p> <p>本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による国内民需の低下、デフレの影響等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p>
8	有効性等	<p>① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響</p> <p>② 税収減を是認するような効果の有無</p>	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業等は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p> <p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長	
2	要望の内容	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得の特別控除制度（留保金額の32%相当額）の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。 （租税特別措置法第61条）	
3	担当部局	健康局生活衛生課、社会・援護局地域福祉課	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和39年 期限切れごとに延長要望（直近は、平成21年度）	
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで （平成23年度～平成24年度）	
7	必要性等	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係事業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によってこれらの団体の財政基盤の充実を図る必要がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	[生活衛生関係事業者等] 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること [消費生活協同組合等] 基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策中目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化による安定した事業運営の確保及び健全な育成・発展。 ただし、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向となる必要がある。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 留保所得額 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 生活衛生同業組合等が、共同事業、資金の斡旋に係る事業等を行っており、組合事業と組合員の事業は極めて密接に関係している。組合事業の健全性が確保されない場合、組合員の事業活動にも連鎖し、重大な影響が及ぶことが懸念される。

			<p>消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6, 318万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。消費生活協同組合等は多くの組合員や国民の生活に多大な影響を与えており、このため、消費生活協同組合等の財政基盤の悪化は、国民生活への影響につながるものである。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤は未だ十分な水準になく、また営利性のある事業を行っていないため、余剰金が発生しにくいことに鑑み、適切な内部留保水準に引き上げるためには、引き続き、租税特別措置法に基づく本政策措置を適用することにより、財政基盤の充実・強化を図る必要がある。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化を図ることは、組合の健全な発展につながるものであることから、種々の施策をパッケージ化して講じる必要がある、引き続き、株式会社日本政策金融公庫の融資とともに本政策措置を講ずることは不可欠である（消費生活協同組合等は融資制度対象外）。</p> <p>また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に内部留保促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。</p> <p>本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による国内民需の低下、デフレの影響等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。</p>
		② 税収減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要がある、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長
2	要望の内容	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得の特別控除制度（留保金額の32%相当額）の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。 （租税特別措置法第61条）
3	担当部局	健康局生活衛生課、社会・援護局地域福祉課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和39年 地方税において創設 平成21年度 地方税において延長
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで （平成23年度～平成24年度）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係事業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によってこれらの団体の財政基盤の充実を図る必要がある。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>[生活衛生関係事業者等]</p> <p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること</p> <p>[消費生活協同組合等]</p> <p>基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること</p> <p>施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p> <p>施策中目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化による安定した事業運営の確保及び健全な育成・発展。</p> <p>ただし、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向となる必要がある。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 留保所得額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生活衛生同業組合等が、共同事業、資金の斡旋に係る事業等を行っており、組合事業と組合員の事業は極めて密接に関係している。組合事業の健全性が確保されない場合、組合員の事業活動にも連鎖し、重大な影響が及ぶことが懸念される。</p> <p>消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6, 318万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。消費生活協同組合等は多くの組合員や国民の生活に多大な影響を与えており、このため、消費生活協同組合等の財政基盤の悪化は、国民生活への影響につながるものである。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤は未だ十分な水準になく、また営利性のある事業を行っていないため、余剰金が発生しにくいことに鑑み、適切な内部留保水準に引き上げるためには、引き続き、租税特別措置法に基づく本政策措置を適用することにより、財政基盤の充実・強化を図る必要がある。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化を図ることは、組合の健全な発展につながるものであることから、種々の施策をパッケージ化して講じる必要があり、引き続き、株式会社日本政策金融公庫の融資とともに本政策措置を講ずることは不可欠である（消費生活協同組合等は融資制度対象外）。</p> <p>また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に内部留保促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。</p> <p>本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による国内民需の低下、デフレの影響等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p>
8	有効性等	<p>① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響</p> <p>② 税収減を是認するような効果の有無</p>	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。</p> <p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生同業組合等は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置では</p>

		ない。
--	--	-----

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	障害者を多数雇用する事業所に係る税制上の特例措置
2	要望の内容	<p>○ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度 （所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税） 障害者を雇用し、かつ雇用割合が50%以上（雇用障害者数が20人以上の場合は25%以上）の場合、その年又はその年の前年以前5年内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等について、普通償却限度額の24%（工場用建物32%）の割増償却ができる。</p> <p>○ 不動産取得税の減額措置 障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成元年4月1日から平成23年3月31日までの間に、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金（以下「助成金」という。）の支給を受けて、事業用施設を取得し、引き続き3年以上事業の用に供した場合には、当該施設の取得に対して課する不動産取得税について当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。</p> <p>○ 固定資産税の課税標準の特例措置 障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成2年1月2日から平成23年3月31日までの間に、助成金の支給を受けて取得した事業用の家屋に対する固定資産税の課税標準は、当初5年度分に限り、課税標準となるべき価格の6分の1に心身障害者の雇用割合を乗じたものを減額した額とされる。 当該特例措置の適用期限については、平成23年3月31日限りで失効することとなっているが、その適用期限を2年間延長する。</p>
3	担当部局	職業安定局高齢・障害者雇用対策部
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和48年度（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度）、昭和49年度（不動産取得税の減額措置）及び昭和51年度（固定資産税の課税標準の特例措置）の制度創設以来、各措置についてそれぞれ平成22年度まで適用期限の延長を重ねてきている。昭和63年度、平成5年度、平成17年度、平成18年度及び平成21年度には法改正に合わせて対象となる障害者の範囲の拡充を行った。
6	適用又は延長期間	2年間の延長

7	必要性等	① 政策目的	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>障害者雇用対策については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき、障害者の雇用の促進及び職業の安定を一層図ることとしている。民間企業における障害者の実雇用率は、平成 21 年 6 月現在 1.63%と前年度比 0.04 ポイント上昇しているものの、法定雇用率 1.8%を依然として下回っており、なお一層の改善が必要である。</p> <p>障害者多数雇用事業所（※ 1）の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大することを目的としている。</p> <p>※ 1 現在のそれぞれの税の特例措置と同様に、障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の対象となる障害者多数雇用事業所は、障害者を雇用し、かつ雇用割合（※ 2）が 50%以上（雇用障害者数が 20 人（※ 2）以上の場合は 25%以上）の事業所。また、不動産取得税及び固定資産税の特例措置の対象となる障害者多数雇用事業所は、障害者雇用割合（※ 2）が 50%以上かつ 20 人（※ 2）以上障害者を雇用している事業所。以下同じ。</p> <p>※ 2 短時間労働者を除く重度障害者は 1 人を 2 人として、重度以外の障害者である短時間労働者は 1 人を 0.5 人として計算。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ：経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること。</p> <p>施策大目標 3：労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策中目標 1：高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定を図ること</p> <p>基本目標Ⅷ：障害のある人もない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p> <p>施策中目標 2：障害者の雇用を促進すること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>法定雇用率 1.8%の達成</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>「障害者雇用状況報告」（年 1 回実施）による、民間企業における障害者の実雇用率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%であり、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところであり、当該特例措置は、障害者多数雇用事業所の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図らせることで、障害者雇用の維持・拡大に寄与している。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	<p>（分析対象期間：平成 21 年 6 月 1 日）</p> <p>平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%であり、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところであるが、当該特例措置が障害者多数雇用事業所の設備に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図らせ、障害者雇用の維持・拡大に寄与していることから、延長されなかった場合には障害者の実雇用率の改善が鈍化することが見込まれる。</p>

		② 税込減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間：平成 21 年 6 月 1 日)</p> <p>平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%であり、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところであるが、本措置が、設備投資に伴う事業主の負担を軽減するものであり、これにより設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を多数雇用する事業所の競争力の確保、経営基盤の安定化や、それによる障害者の雇用の維持・拡大に寄与している。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>障害者多数雇用事業所は、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、経営状況の厳しい障害者多数雇用事業所が設備投資を行うには、その年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減することができるため、設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を雇用するという政策効果が期待できる。</p> <p>また、平成 19 年に出された労働政策審議会の意見書において、中小企業の障害者雇用支援策の充実強化が必要であるとの意見が出されており、設備整備の拡充等を行う企業の設備投資に係る租税負担をできる限り軽減することが必要である。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等基盤強化税制(教育訓練費)	
2	要望の内容	適用期限を延長する。(2年間)	
3	担当部局	厚生労働省職業能力開発局育成支援課	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成17年度 創設 平成20年度 対象を中小企業等に限定、総額型を導入 平成21年度 2年間の延長	
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日(2年間)	
7	必要性等	③ 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業が行う人材育成を含めた取組を支援することにより、中小企業の経営革新・創業を促進し、中小企業の生産性を向上させ、中小企業の活性化・健全な発展を図る。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1 多様な職業能力開発の機会を提供すること 施策中目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の人材投資を加速させることによって、中小企業の実産性の向上や、経営環境の変化への対応を実現し、わが国の中小企業の実産性の増加、競争力の強化を図ることを目的とする。 特に中小企業の実産性は低水準で推移しており、大企業との比較では約2倍の格差が存在する。また、主要国と比較しても低い水準にとどまっており、全体的に底上げを図っていく必要があることから、中小企業の実産性割合を大企業並み(0.42%程度)とすることを目標とする。 ＜参考＞ 実産性(従業員(注)一人あたり付加価値額)の推移 平成17年度 514万円(中小企業)、1,060万円(大企業) 平成18年度 523万円(中小企業)、1,105万円(大企業) 平成19年度 529万円(中小企業)、1,090万円(大企業) 平成20年度 509万円(中小企業)、924万円(大企業) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 今回の延長によって、平成24年度における中小企業の実産性割合(労務費に占める実産性割合)を0.30%とすることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 平成22年度に実施したアンケート調査(1,917社回答)において、約98.2%の企業が実産性向上のためには従業員に対する実産性訓練は必要であると回答した。
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されな	

		<p>かった場合の影響</p>	<p>あるあることから、生産性向上に資する教育訓練投資の停滞により企業の生産性及び競争力の劣後、それに伴うさらなる人材の質の低下という悪循環に陥る状況が懸念される。</p> <p>なお、平成22年度に実施したアンケート調査(1,917社回答)においても、約98.2%の企業が生産性向上のためには従業員に対する教育訓練は必要であると回答している。</p>
		<p>④ 税収減を是認するような効果の有無</p>	<p>(分析対象期間:平成17年度～平成24年度)</p> <p>中小企業が積極的な教育訓練を実施するインセンティブとして、本税制は非常に効果的。企業にとって生産性向上に寄与する教育訓練について、本税制の活用によって当該教育訓練を増加させている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>中小企業は一般的に大企業と比して財務基盤が脆弱であり、人材育成が困難な状況にある。特に資金繰りが厳しい状況下では、人材育成への支出を抑制しがちな中小企業に対して、一定水準以上の教育訓練費の支出を促し、中小企業が自らの経営事情に応じて継続的に人材投資を実施することに対してインセンティブを与える本税制は政策手段としての的確である。また、対象者が限定的となる補助金等の予算措置とは異なり、一定の要件を満たした中小企業を広く対象とすることが可能となる税制措置による支援が効果的である。</p> <p>また、教育訓練費割合の達成状況を勘案し、対象とする水準を0.15%以上から0.25%以上に引き上げるなど、適切な見直しを図っている。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充	
2	要望の内容	<p>国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム））等の用に供する土地等を譲渡した者が、一定の手続により5,000万円まで特別控除の適用が受けられる「特掲事業」（※）に加える。</p> <p>※ 「特掲事業」とは、租税特別措置法施行規則（昭和33年大令第15号）第14条第5項第3号に掲げる事業で、資産の買取りをする者の当該資産が同号に掲げる事業に必要なものとして使用することができる資産に該当する旨を証する書類を添附することにより、当該資産の譲渡に係る譲渡所得について、5,000万円までの特別控除の適用が受けられるものをいう。</p>	
3	担当部局	障害保健福祉部	
4	評価実施時期	—	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—	
6	適用又は延長期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p> <p>施策中目標1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 障害者の地域生活への移行を促進させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成17年度入所者数約14.6万人のうち、平成23年度までに2.1万人以上を地域生活へ移行させることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備することで、障害者の地域生活への移行が促進される。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されな	地域生活への移行のための基盤整備が不十分となる可能性があり、障害者の地域生活への移行が進まないおそれがある。

		かった場合の影響 ② 税込減を是認するような効果の有無	本措置により、障害者の地域生活を支える場が整備され、障害者の地域生活への移行が進む。なお、公費による給付費の負担が減少すると見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置による税制上のインセンティブを与えることにより、これらの施設用地の確保が容易となり、サービス提供体制の整備が図られるとともに、（特に遊休の）民間資産の有効活用につながることを期待でき、これによりサービス提供体制の整備が図られ、障害者の地域移行が進むと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続
2	要望の内容	<p>適格退職年金は、受給権保護の仕組みがより優れている確定給付企業年金法の施行（平成14年4月1日）に伴い、10年間という猶予期間を設けた上で廃止することとされた。</p> <p>現在、他の企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済）への移行を促進しているところであるが、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金が存在している。</p> <p>このため、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に限っては、廃止期限後も、税の優遇措置（運用時：非課税、給付時：公的年金等控除、退職所得控除等）を継続する。</p>
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望のため該当なし。
6	適用又は延長期間	対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>適格退職年金から企業年金等への円滑な移行を促進することで、適格退職年金の加入者等の権利を保護しつつ、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p> <p>また、適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められており、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できないものについては、受給権保護の観点から、給付時の税優遇を継続することで、安定した老後の所得確保が図られる。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標ⅠX：高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1：老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p> <p>施策目標1-3：企業年金等の健全な育成を図ること</p> <p>施策目標1-4：企業年金等の適正な運営を図ること</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>廃止期限後の適格退職年金の税制上の取扱いを明確化することで、適格退職年金から企業年金等への移行を一層促進し、企業年金等の健全な育成をことにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p> <p>また、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できないものについては、受給権保護の観点から、給付時等の税優遇措置を継続することで、安定した老後の所得確保を図る。</p>
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者に係る不利益の回避（適用者数） ・適格退職年金から企業年金等への移行件数

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>廃止期限後の適格退職年金の税制上の取扱いを明確化することで、移行しない場合の不利益が明確になり、適格退職年金から企業年金等への移行が一層促進される。</p> <p>また、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金については、何も措置を講じなければ、廃止期限後には税優遇措置がなくなることで年金受給額が減少することとなる。</p> <p>適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められたことに鑑みると、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行することができない適格退職年金については、廃止期限後も税の優遇措置を継続することにより、受給権の保護が図られ、安定した老後の所得確保が図ることができる。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年3月)</p> <p>事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について、廃止期限後に公的年金等控除・退職年金所得控除等が受けられなくなり、年金受給額が少なくなり、老後生活が不安定となる。</p>
		② 税収減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年3月)</p> <p>事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について、廃止期限前と同様の給付を図ることができる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>適格退職年金が廃止されるため、同様の措置を講ずるものであり、適用の範囲は限定的であり、税の優遇措置をすることが妥当である。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	
2	要望の内容	企業年金等(厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金)の積立金に対する特別法人税を撤廃する。	
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成11年度 退職年金等積立金に対する特別法人税の課税凍結の開始 平成13年度 2年間の延長 平成15年度 1年間の延長 平成16年度 1年間の延長 平成17年度 3年間の延長 平成20年度 3年間の延長	
6	適用又は延長期間	平成20年4月1日～平成23年3月31日(3年間の課税凍結)	
7	必要性等	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業年金制度は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度であり、事業主や従業員の自主的な努力を支援するものである。 少子高齢化の進展、国民の老後生活の多様化などの現在の状況を踏えると、企業年金等が果たす役割はますます重要であり、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標ⅠX: 高齢者が出来る限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1: 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 施策中目標3: 企業年金等の健全な育成を図ること 施策中目標4: 企業年金等の適正な運営を図ること 基本目標Ⅲ: 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標4: 勤労者生活の充実を図ること 施策中目標2: 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特別法人税を撤廃することによって、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業年金等の加入者数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながる。特に、特別法人税は運用結果が赤字の場合にも課税されるため、更なる財政状況の悪化を招く可能性があり、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。 このため、特別法人税を撤廃することによって、企業年金等の健全な育成を

			<p>図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p>
8	有効性等	<p>① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響</p>	<p>(分析対象期間:平成17年4月～平成21年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のような低金利な運用状況下(2010年8月16日時点の長期金利は0.955%。直近の10年間でも1.5%前後で変動)で、特別法人税1.173%が課税された場合、企業年金等の普及に著しい支障が生じる。 ・個人が運用指図を行う確定拠出年金では、元本確保型による運用が約7割を占めており、特別法人税が課税されると、年金資産の運用に著しい影響がある。 ・確定給付型の企業年金においては、積立不足が生じた場合、受給権保護の観点から、事業主は当該不足額を埋めるため、掛金を追加拠出する必要がある。このため、特別法人税が課税された場合、この積立不足額が更に悪化することにより、事業主が追加拠出する掛金額は増加し、企業の運営に影響を与える可能性がある。 ・また、確定給付企業年金、確定拠出年金は平成13年度に施行された制度であり、特別法人税を課税された経験がない。このため、特別法人税が課税された場合、徴収のためのシステム開発などの実務面で多大なコストが生じることとなる。
		<p>② 税収減を是認するような効果の有無</p>	<p>(分析対象期間:平成17年～平成21年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別法人税が課税された場合、企業が課税分を負担することにより、企業経営へ影響を受ける企業や、企業年金制度の導入の可否の見直しを迫られる企業が多く生じる結果(※)、従業員の老後の所得確保の阻害要因となるおそれがある。 ※NPO法人確定拠出年金教育協会(2007年) ・また、企業が十分な人材を確保するためには、労働条件等の環境整備が必須であり、企業年金等の退職給付制度の充実は、人材確保に資する。 ・他方で、特別法人税が課税された場合、税金を納付するため、掛金を運用している株や債権を現金化することとなり、市場に与える影響は少なくない。
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業年金制度は税制上の措置を講ずることで、国として国民の老後の所得確保を支援することを基本としている。法改正等の手法を用いた制度改革により、魅力ある制度とし、健全な育成を図っているが、税制上の支援措置は他に代え難い強力な支援策である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	サービス付き高齢者住宅(仮称)供給促進税制
2	要望の内容	<p><現行制度の概要></p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第41条第1項の規定による地方公共団体の補助を受けて、新築された同法第34条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、5年間2.0割増（耐用年数35年以上のものについては2.8割増）で償却することができる。</p> <p>また、生活支援施設付き高齢者向け優良住宅の場合は、5年間4.0割増（耐用年数35年以上のものについては5.5割増）で償却することができる。</p> <p><要望内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記制度の対象を改正予定の高齢者住まい法に規定するサービス付き高齢者住宅(仮称)とする。 ・併せて適用要件の拡充を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 床面積の要件を35㎡から30㎡に引き下げる。 ② 床面積の要件に、共同住宅にあっては、各独立部分に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分の床面積を、各独立部分の床面積の割合により配分して算入する。 ③ 補助受給要件を廃止し、代わってバリアフリー構造等の基準を設ける。
3	担当部局	老健局高齢者支援課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成13年度 創設</p> <p>平成15年度 延長・縮減</p> <p>平成17年度 延長</p> <p>平成19年度 延長・縮減</p> <p>平成21年度 延長・拡充</p>
6	適用又は延長期間	平成25年3月31日まで2年間
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の住宅ストックのうち、高齢者が安心して自立して暮らせるバリアフリー化された住宅は極めて限られているなど、高齢者に適した住まいが不足していることから、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスが受けられることができる高齢者住宅の整備促進を図る。</p>
	① 政策目的	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅹ</p> <p>高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標3</p> <p>高齢者の健康づくり、生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること。</p> <p>施策中目標2</p> <p>介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること。</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2020年を目途に、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み（3～5%）とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 サービス付き高齢者住宅（仮称）の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を2020年を目途に欧米並み（3～5%）とすることで、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスを受けることができる高齢者向け住宅の計画的な整備促進が図られる。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	<p>（分析対象期間：平成23年度～平成24年度） 租税特別措置が拡充・延長されなかった場合、サービス付き高齢者住宅（仮称）の供給に向けた投資意欲が弱まる等により、高齢者に適した住まいの確保が困難になる。</p>
		② 税込減を是認するような効果の有無	<p>（分析対象期間：平成19年度～平成24年度） 今後急増する単身高齢者や要介護高齢者（※）に適した住まいを確保することが喫緊の課題であり、税制特例の誘因措置を通じて、事業者により供給される物件を、医療・介護などのサービスと一体となった高齢者向けの良質な住宅に誘導する必要がある。</p> <p>※参考 単身高齢者は約1.5倍（2005年→2015年） 要介護高齢者は約1.7倍（2005年→2025年） 要支援1及び2、要介護1の高齢者は平成12年と平成19年を比較すると約2.3倍に増加</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	療養病床の転換に係る特別償却制度	
2	要望の内容	<p>療養病床の転換を支援するため、療養病床の転換に係る特別償却制度（※1）の適用期限を、介護療養病床の廃止期限（※2）を踏まえ延長を要望する。</p> <p>※1 療養病床を老人保健施設等に転換するための改修等を行った場合に、当該年度の法人税について、基準取得価格（取得価額の50%）の15%の特別償却を行うことができる制度。</p> <p>※2 介護療養病床の廃止については、平成24年3月31日を期限としていたが施設の転換意向や患者の状態像の調査結果を踏まえ、今後の方針を決定することとしている。</p>	
3	担当部局	老人保健課	
4	評価実施時期	—	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成19年度税制改正要望により創設。（2年間） 平成21年度税制改正要望により延長。（2年間）	
6	適用又は延長期間	<p>介護療養病床の廃止期限（※）を踏まえ延長を要望する。</p> <p>※ 介護療養病床の廃止については、施設の転換意向や患者の状態像の調査結果を踏まえ、今後の方針を決定することとしている</p>	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>療養病床の再編成においては、医療の必要性の低い患者の受け皿として療養病床を老人保健施設等に転換することとしており、当該転換に係る特別償却制度を延長することにより、円滑な転換を図る。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標3 高齢者の健康づくり、生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p> <p>施策中目標2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>療養病床の老人保健施設等への円滑な転換を推進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>療養病床の老人保健施設等への円滑な転換を推進すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>療養病床の転換について特別償却制度が適用された場合、転換に要した費用に応じて負担の軽減が効果的に発揮されるため、介護施設等へ転換するインセンティブとなる。</p>

8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	平成23年4月以降に転換を考えていた施設が老人保健施設等へ転換しなくなる可能性がある。
		② 租税減を是認するような効果の有無	<p>介護療養病床の老人保健施設等への転換は、いわゆる社会的入院を解消し</p> <p>① 高齢者の状態に即した適切なサービスの提供</p> <p>② 医療保険や介護保険の財源の効率的な活用</p> <p>③ 医師、看護師など限られた人材の効率的な活用</p> <p>を目的として進めているものであり、租税減に足る効果が認められる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>療養病床の再編成に当たっては様々な意見があることから、その推進に当たっては支援を充実させることが必要であり、当該制度や予算措置によって少しずつ進んできたところ。しかしながら、多くの介護療養病床においては、期限直前での転換を検討していたことや、国会での発言などにより、転換が進んでいない状況である。したがって、仮に、廃止期限を延長した場合、その期間に併せて円滑な転換を推進するため当該制度を存置する必要がある。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等基盤強化税制(中小企業情報基盤強化税制)の延長
2	要望の内容	・製造業や卸売業、サービス業などの中小事業者が行う情報基盤強化設備等について、取得額の7%の税額控除又は30%の特別償却を措置する「中小企業等基盤強化税制(中小企業情報基盤強化税制)」について、対象業種及び対象設備の見直しを行った上で適用期限を2年間延長する。
3	担当部局	保険局総務課保険システム高度化推進室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成18年度 情報基盤強化税制創設。 平成20年度 同税制について、大企業の利用を制限、中小企業の利用を緩和し、2年間延長。 平成22年度 情報基盤強化税制を廃止。中小企業等基盤強化税制を拡充し1年間措置(中小企業情報基盤強化税制の創設)
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日(2年間)
7	必要性等	⑤ 政策目的 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業をはじめとする我が国企業の戦略的IT投資を促進し、ITの利活用を通じた生産性の向上等を促進する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅻ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること 施策大目標2 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること 施策中目標2 レセプトオンライン化のための取り組みを推進すること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業をはじめとする我が国企業の生産性向上を加速化していくためには、セキュリティを確保しつつ、IT投資の中でも特に企業の競争力強化や、経営の最適化実現に資するような戦略的IT投資の拡大を図っていくことが必要であり、このような戦略的IT投資を促進していくことで、我が国の国際競争力強化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業経営をITにより最適化する企業の割合を米国並みの50%以上とする。 また、中小企業における企業経営をITにより最適化する企業の割合を2020年度までに40%に引き上げる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業情報基盤強化税制を2年間措置し、平成24年度末までに、中小企業における企業経営をITにより最適化する企業の割合26%を達成する。
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響 (分析対象期間:平成23年4月～平成25年3月) ・中小企業情報基盤強化税制が措置されなかった場合、年間300億円以上IT投資額が減少することが見込まれる。
		⑥ 税収減を是認するような効果 (分析対象期間:平成20年4月～平成21年3月) ○経済波及効果 ・本税制による経済効果として、IT投資の押し上げ効果を試算すると、



		の有無	減税額 1 に対し、約 1.57 倍の効果が見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none">・中小企業がIT化によって高度化や効率化を図るべき内容(物流管理、在庫管理、営業支援など)は、業種によって異なるとともに、またIT化の進展状況も企業ごとに異なるため、投資対象を限定して支援するような補助金による助成はなじまない。・このため、生産性向上が図られ、かつ高度な情報セキュリティを備えるなど、一定の要件は課すものの、各社のIT化の状況やニーズに応じて構築するシステムの内容を選択することが出来る制度設計が可能な、税制による資金面での支援が最適である。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会保険診療報酬の所得計算の特例										
2	租税特別措置等の内容	<p>医業若しくは歯科医業を営む個人又は医療法人が、社会保険診療につき、支払いを受けるべき金額を有する場合であつて、その金額が 5,000 万円以下であるときは、当該事業年度の所得金額の計算上、その社会保険診療に係る費用として、支払いを受けるべき金額については、次の金額の区分に応じる率を乗じて計算した金額の合計額を必要経費損金に算入することを認めるものである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,500 万円以下の部分</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>2,500 万円超 3,000 万円以下の部分</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>3,000 万円超 4,000 万円以下の部分</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>4,000 万円超 5,000 万円以下の部分</td> <td>57%</td> </tr> </tbody> </table>	収入金額	控除率	2,500 万円以下の部分	72%	2,500 万円超 3,000 万円以下の部分	70%	3,000 万円超 4,000 万円以下の部分	62%	4,000 万円超 5,000 万円以下の部分	57%
収入金額	控除率											
2,500 万円以下の部分	72%											
2,500 万円超 3,000 万円以下の部分	70%											
3,000 万円超 4,000 万円以下の部分	62%											
4,000 万円超 5,000 万円以下の部分	57%											
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課										
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月										
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 29 年創設 昭和 54 年見直し (一律 72%としてした控除率を社会保険診療に係る所得別に見直し) 昭和 63 年見直し (5,000 万円を超える医業等事業所得者及び医療法人の特例撤廃)</p>										
6	適用期間	期限なし										
7	必要性等	① 政策目的	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 個人又は医療法人の経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。</p>									
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策中目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>									
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 小規模医療機関の事務処理の負担を軽減する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関の割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 小規模医療機関の事務処理の負担が軽減された結果、経営の安定化がはかれるとともに、煩雑な事務処理に時間を割かなくて済むので、医業に専念できる。</p>									
8	有効性等	<p>① 租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況</p> <p>(分析対象期間:平成20年) 当該措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関(白色申告者)の割合は平成 17 年では 81.8%であったのに対し、直近(平成 20 年)では 85.2%となり、80%を超える高い水準で増加傾向にある。</p>										

		況	
		② 税込減を是認するような効果の有無	(分析対象期間:平成20年) 特例対象者とその年の社会診療報酬が5,000万円以下の者に限るなど制度の適正化を行っており、広く地域医療を担当し、日夜近隣住民の健康維持に努めている小規模医療機関に対して重点的に措置することにより、その経営の安定を図り、地域医療やその担い手の確保に資するものとなっている。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域医療の推進のため、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減することで、小規模医療機関が医業に専念できる環境を維持するには、社会保険診療報酬が5,000万円以下の者に限り概算経費率の利用を認める本措置が妥当である。